

一般社団法人 日本空調衛生工事業協会 定款

平成23年5月24日 制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本空調衛生工事業協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(支部)

第3条 本協会の事業を推進するため、必要な地に支部を置くことができる。

2 支部に関する細則は、理事会の決議を経て別に定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本協会は、管工事業者相互間及び関連業者との連絡を緊密にし、広く知識を内外に求め、建築設備の進歩改善を促すことによって管工事業界の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 管工事業に関する調査、研究及び指導
- 二 管工事業に関する建議及び請願
- 三 機関誌及び参考図書の刊行
- 四 管工事業に関する技術者及び技能者の確保及び育成
- 五 その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(会員)

第6条 本協会の会員は、次のとおりとし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- 一 正会員
- 二 副企業会員

(会員の資格)

第7条 正会員は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 管工事業（空気調和設備工事、給排水衛生設備工事、環境衛生設備工事、消火設備工事及び特殊管工事をいう。以下同じ。）を営む者（この号に該当する正会員を

以下「企業会員」という。)

二 管工事業を営む者をもって組織する団体(この号に該当する正会員を「団体会員」という。)

2 企業会員の支店、支社、営業所等は副企業会員となることができる。

(入会)

第8条 本協会の正会員になろうとする者は、正会員2名の紹介を受けて、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 本協会の副企業会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

3 正会員(個人を除く。)にあつては、法人の代表者として、本協会に対して権利を行使する者(1人に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。

4 指定代表者を変更した場合、速やかに理事会が別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

5 正会員及び副企業会員の入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人又は団体に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、総会において別に定める入会金又は会費を納入しなければならない。

2 納入した会費等は、その理由を問わず返還しない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

一 第7条に規定する資格を欠いたとき

二 死亡し、又は解散したとき

三 正会員が理事会において別に定める退会届を会長に提出し、理事会の議決を経たとき

四 副企業会員が理事会において別に定める退会届を会長に提出したとき

五 除名されたとき

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決を経て除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の一週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

一 本協会の定款又は規則に違反したとき

二 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

三 その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れない。

2 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会の財産に対し何ら請求することはできない。

第4章 役員等

(役員の種類と定数)

第13条 本協会に、次の役員を置く。

- 一 理事 35名以上47名以内
- 二 監事 2名以上4名以内

2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事、1名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、正会員である個人又は指定代表者の中から総会の議決によって選任する。ただし、理事3名以内及び監事1名以内は、学識経験者から選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の議決によって、理事の中から選定する。ただし、副会長のうち1名、専務理事及び常務理事は、学識経験者から選定することができる。

3 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、本協会の業務を執行する。

2 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。

5 常務理事は、専務理事を補佐し、本協会の業務を分担執行する。

6 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第16条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員任期)

第17条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結する時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じ、理事会で補欠の必要を認めた場合には、第14条の規定に準じて補欠選任を行う。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の満了するときまでとする。

4 役員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第18条 役員は、任期中であっても本協会の名誉を損傷し、又は本協会の趣旨に反するような行動があったときは、総会の議決によって解任することができる。この場合においては、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために必要となる費用について支弁することができる。

3 役員報酬及び費用に関する必要な事項は、総会の議決により別に定める。

(責任の一部免除)

第20条 本協会は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除する。

2 本協会は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(顧問及び相談役)

第21条 本協会に、若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問及び相談役は、本協会の役員を兼ねることができない。

4 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために必要な費用について、顧問及び相談役に支弁することができる。

5 顧問及び相談役は、会長又は理事会の諮問に応え、意見を述べることができる。

6 顧問及び相談役に関する細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

第5章 総会

(種類)

第22条 本協会の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成し、副企業会員は総会に出席して意見を述べることができる。

2 総会における議決権は、1会員につき1個とする。ただし、企業会員に副企業会員が存する場合はその数1につき1個の議決権を追加する。

(権限)

第24条 総会は、次の事項を決議する。

- 一 役員を選任又は解任
- 二 役員報酬の額又はその規程

- 三 定款の変更
- 四 事業計画の承認
- 五 事業報告の承認
- 六 予算及び決算の承認
- 七 入会金及び会費の基準の決定
- 八 会員の除名
- 九 解散及び残余財産の処分
- 十 理事会において総会に付議する必要があると認めた事項
- 十一 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
(開催)

第25条 定時総会は、毎事業年度経過後2月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 理事会が必要と認め、招集を請求したとき
- 二 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき

(招集)

第26条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、会議の目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、第29条第2項の規定に基づき、総会に出席できない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第29条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数で決する。ただし、会員の除名、定款の変更、合併、解散その他法令で定められた事項については、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上をもって決する。

2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は他の出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第30条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議長が出席会員の中から指名する2名の議事録署名人は前項の議事録に記名押印する。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会においては、次の事項を議決する。

- 一 本協会の業務執行の決定
- 二 理事の職務執行監督
- 三 第14条第2項に定める理事の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき
- 二 会長以外の理事から、会議の目的である事項を書面をもって、招集の請求があったとき
- 三 財産、会計及び業務の執行について不正の事実を発見し、その報告をするために、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、業務執行理事が議長に当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第37条 理事会の議事は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第38条 理事会の議長は、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長並びに出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(諮問委員会)

第39条 本協会に、諮問委員会を置くことができる。

- 2 諮問委員会は、諮問委員をもって構成し、会長の諮問に応じ審議する。
- 3 諮問委員会に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第7章 委員会

(委員会)

第40条 理事会は、委員会を設置することができる。

(細則)

第41条 委員会に関する細則は、理事会の決議を経て別に定める。

第8章 賛助員

(賛助員の資格)

第42条 次の各号に掲げる資格を有する者で、本協会の目的を賛助するものは、本協会の賛助員となることができる。

- 一 管工事業に使用する機器等の製造業者又は販売業者
- 二 前号の者をもって組織する団体
- 三 前各号に掲げる者以外の管工事業に関係を有する個人又は団体

- 2 本協会の賛助員になろうとする者は、正会員1名以上の紹介を受けて、理事会が別に定める申込書により申込みを行い、理事会の承認を得なければならない。
- 3 賛助員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 4 納入した賛助会費は、その理由を問わず返還しない。

(賛助員の資格喪失)

第42条の2 賛助員の資格喪失については、第10条から第12条の規定を準用する。

(細則)

第43条 賛助員に関する細則は、理事会の決議を経て別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第44条 本協会の資産は、次の各号により構成される。

- 一 入会金及び会費
- 二 寄附金品
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生ずる収入
- 五 その他の収入

(経費の支弁)

第45条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。

(資産の管理・運用)

第46条 本協会の資産の管理・運用は、理事会の定めるところに従って会長が行うものとする。

(現金の保管)

第47条 本協会の資産のうち現金は、理事会が別に定めるもの以外は保管しない。

(会計年度)

第48条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第49条 本協会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前までに、会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、止むを得ない理由により事業年度開始前に収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じ収入、支出することができる。この場合の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

3 第1項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第50条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 貸借対照表

四 損益計算書(正味財産増減計算書)

五 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

六 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けた貸借対照表は、遅滞なく公告するものとする。

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

一 監査報告

二 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第51条 本協会は、剰余金を分配することができない。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(合併等)

第53条 本協会は、総会の決議により他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第54条 本協会は、法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、解散することができる。

(残余財産の帰属)

第55条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

(設置等)

第56条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長その他所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第12章 公告

(公告)

第57条 本協会の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない理由により電子公告ができない場合は、官報に掲載する。

第13章 雑則

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定めることができる。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の代表理事は有馬修一郎、業務執行理事は坂山修平とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第48条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人日本空調衛生工事業協会の諸規程等は、一般社団法人日本空調衛生工事業協会の諸規程等として引き継ぐものとして、法人格の表記は読み替えるものとする。

附則

- 1 改正後の定款は、令和2年5月29日から施行する。

附則

- 1 改正後の定款は、令和6年5月21日から施行する。